

告訴状（B）新法制定

最終的にどんな刑罰になるのか、それが最初に見えていないと警察も動きにくいと思いますし、実際に捜査に支障があるかと思います。

どうなるかは警察・検察次第だろうけど、杓子定規に考えたら、裁判官個人＝司法制度の特異性、それが法廷で法律を悪用、更に隠蔽や逃亡など再犯行為までしていたことが発覚した以上、実際に暴動はしていなくても、余罪も疑われて、刑法第77条【内乱】の罰しかない。全員が首謀者。しかしどれも前例がない。内乱の罰よりは刑法第193条【公務員職権濫用】がはるかに軽く、懲役あるいは禁固2年以下。死刑がある内乱の罰よりは2年以下の公務員職権濫用を選ぶだろう。それに裁判官などが刑務所に送られたら間違いなく獄中死するから、それを防ぐためにも禁固刑にしないとイケない。公務員職権濫用を選べるなら、罪名を司法権濫用罪にして罰条を公務員職権濫用にすれば司法権濫用罪を事実上発効できる。ほかの刑法・裁判所法違反・国家公務員法違反など、公務員職権濫用の2年以下では終わらず、単純加算で数百年、刑法第13条【禁錮】刑法第14条【有期の懲役及び禁錮の加減の限度】組織犯罪処罰法も準用され、無期あるいは最長の禁固あたりだろう。

- もし日本国の行政権の内閣が、国土や国民を外国に売渡す密約をしていたら、暴動をしていなくても国家乗取りと行政権の私物化に等しく、法律の趣旨からも内乱罪になる。
- 騒音おばちゃんですえ、傷害罪が適用された。

傷害：9：ラジオ、目覚まし時計を大音量で長期間鳴らしてストレスを与えたことによる慢性頭痛症、睡眠障害等。最決平17・3・29（1666：9）

告

今回、裁判官などによる犯罪の発覚は、国家制度の司法制度を担っている裁判官による犯罪であり、同じ国家制度の警察権を妨害と侵害をしており、国家制度そのものを悪用した司法犯罪と法廷犯罪であり、すべての法律を無効化した国家制度と司法制度の私物化に間違いなく、これは国家制度への直接打撃であり、日本全国民への裏切りであり、そしてまた民主制度が始まって以来、およそ最悪といえる犯罪である。

すでに高等裁判所で隠蔽をしていて、また別の地方裁判所でも隠蔽を企てており、それは裁判官などが集団になっての計画犯罪と組織犯罪によって乱発され、法律を最も守らなければならない裁判官でありながら反省は微塵もなく、それらの行為は、再犯と、余罪の隠蔽に間違いなく。

現行刑法でも、公文書偽造、偽造公文書行使、偽証の罪は免れず、この3つで30年であり、30年の期間は現行刑法を守っており、ほかの刑法・裁判所法違反・国家公務員法違反などを併用すると数百年そして内乱罪相当で死刑になるところを30年にすることは相当に軽く、裁判官などが刑務所に送られたら極中死することが強く予測されて禁固刑は生命を守る付随措置であり、本人が懲役を選べば出獄も望めることから懲役あるいは禁錮30年に処する。

司法犯罪捜査規範の制定

刑法などの刑事法には一般犯罪用に犯罪捜査規範があるが、裁判官・書記官・法務局局員・弁護士などを大量逮捕するには、行政権や司法権などの国家制度の枠にとらわれず、日本国の問題として認識するべく司法犯罪捜査規範を念頭に、警察・検察は捜査をしなければならない。

- 裁判所と裁判官が作る、判決や決定などには、明文化の有無を問わず執行命令が付いており、これがすなわち行政権（警察・検察）とは無関係に、司法権が単独で国家権力を作って与えている。すなわち司法の独立性。
 - 司法権（裁判官）が発効した、判決や決定などは、国家三権の司法権で絶対に守られていて、これへの不服は、控訴・上告・再審請求しかない。
 - 司法権は国家そのものを統治する国家三権のひとつ、強大、だが絶対ではない。
1. 国家権力を有するのは判決や決定などであり、裁判所と裁判官などではない。
 2. 裁判所と裁判官などは、判決や決定などを発効し、それに司法権の国家権力を付与できるが、裁判所と裁判官などは国家権力で守られてなく、国会議員にある不逮捕特権なども無い。裁判官は単なる公務員、裁判所も公務員事務所ではない。
 3. 判決や決定などが発効される作成方法や手順などに違法と罰則があれば、刑法犯となり、逮捕・起訴・有罪となる。
 4. 裁判所に踏み込んで、裁判官を逮捕することは、憲法違反ではなく、国家三権の司法の独立性を損なわない。
 5. 裁判所内でも、司法権は働かない。
 - A) J Rの発券機と同じ、裁判所と裁判官は、発効所と発効者ではない。
 - B) 切符を偽造したら J R職員だろうが逮捕される、それが日本国。

司法権濫用罪を立法する趣旨

今の日本国は、産業と経済で成り立っています。

江戸時代までは君主などを守ることが絶対で、経済は重視されなかったでしょう。それでなければ幕府や藩主などが、商人などからの借金を、いきなり帳消しにさせても、経済が混乱して、商人も町人も逃げて、城下町が廃墟になるわけではなく、つまりは、それほどの意識も影響もなかったのでしょう。

明治維新は、封建制度（王政）から西洋的近代国家という生やさしさではなく、国そのものの作り替えに成功したことは奇跡に等しいでしょう。実際に他国が、日本の明治維新を手本にして、王政などから民主制に移ろうとして、ことごとく失敗しているのは、表面的な支配制度しか見ていないからでしょう。

1. 通貨偽造は軽視されがちだが、経済国家である日本国においては、経済を混乱させて、国家を維持できなくする犯罪であり、内乱と同じだが、そこまでの制定はしておらず、国家や経済よりは人命を優先している。そして司法犯罪は、国家を維持できなくする犯罪そのもの。
2. 日本国そのものを統治する国家三権のうち、立法権は国会に属しており、日本国は、司法権と行政権の二重統治である。
3. 司法権を濫用して行政権（警察）を踏みつけにしたことは、日本国の統治機構を破壊する行為であり、内乱あるいは独立運動に相当する。

司法権濫用罪の制定

1. この罪と罰は、日本国そのものを統治する国家三権の立法権、行政権、司法権のうち、立法権は国会に所属しており、日本国そのものは行政権と司法権の二重統治であり、その司法権に属する裁判官や書記官などが、法律・判決・決定など司法権を悪用するなどの司法権の濫用をしたことに対して適用される。なお、司法権の悪用と、司法権の濫用は、日本国そのものを統治する司法権の性質から考えて同一である。
2. 司法権を濫用したことは、国家権力そのものの濫用と悪用と私物化である。
3. 司法権を濫用したことは、日本国を乗取ることであり、日本国を内部から破壊することであり、日本国を転覆させる行為であり、内乱より悪い。
4. 司法権を濫用したことは、警察や検察など行政権への直接打撃と、永続をする公務執行妨害であり、立法権の運営にも支障をきたす、日本国そのものの統治を破壊する行為である。
5. 司法を信頼しきっていた、日本国とその国民全員への冒瀆であり、指名、任命、認証をした天皇と内閣への背任である。
6. 司法犯罪疑獄とは無関係の、ほかの誠意ある裁判官、日本国の全国民、同様の司法制度を採用している諸外国など、その影響は甚大であり、悪用された民事訴訟法と民事訴訟規則などは作り直さねばならない。
7. 日本国の司法は、その信頼と威厳を、二度と取り戻せない。
8. すべての法律にはその立法の趣旨があり、法律の取捨選択など法律の運営は、裁判官の倫理観による自由心証主義に一任されている。その自由心証主義を悪用したことは、今後の全ての裁判への不信感を払拭することは絶対にできない。
9. 司法権を濫用したことは、発覚しない完全犯罪の計画と実行である。
10. 司法権を濫用した国家暴力は、それを受けた者を、死に追い込む殺人である。
11. 通常の犯罪者は、なにがしかのリスクを負う。外人を殺して逃げた者は、自分

で自分の顔に包丁を刺して、くちびるを切落としてまで整形をしていた。だが司法犯罪は、司法制度と裁判などを悪用するだけであり、文字通りに痛くもかゆくもなく、自分の手を汚さない卑劣そして残虐な犯罪である。

12. 本罪は、現行法の次の罪を内包する。内乱罪、殺人の罪、汚職の罪、公文書偽造の罪、背任の罪、国家公務員法違反、裁判所法違反、民事訴訟法違反、刑事訴訟法違反、公務執行妨害。刑事訴訟法違反。共同正犯およびそれに準ずる罪。
13. 憲法違反および殺人罪相当であるから、本罪への時効は発生しない。
14. 日本国そのものを統治する国家三権の司法権の濫用は、それは憲法違反であるから、本罪が立法・施行される前に遡って適用され、法律を正しく運営しなければならぬ者が法律を悪用しておいてこの不服を申立てることはできない。

- 罰状

1. 内乱罪は死刑なので、それよりの重罰はなく、死刑となる。
2. 国家公務員として働いていないので、支給された給与や手当などは、懲罰をつけて、利息をつけて、就任にさかのぼって全額没収される。

- 準用

1. 弁護士への司法権濫用罪
2. 法務省への司法権濫用罪
3. 警察庁への司法権濫用罪
4. 警視庁への司法権濫用罪
5. 議員への司法権濫用罪

法廷犯罪処罰法の制定

1. 法廷犯罪処罰法は、平成26年に、高松地方裁判所、高松高等裁判所、徳島地方裁判所、東京地方裁判所、東京高等裁判所、最高裁判所、徳島地方法務局、東京法務局と、多くの裁判所と法務局において、裁判官、書記官、法務局局員、弁護士などが逮捕され、被疑者となり、容疑者となった問題を考察して、その原因のひとつは民事裁判において、裁判が始まる前に民事訴訟法を争うなど、民事訴訟法や民事訴訟規則などを悪用しても罰則が働かず、裁判所と裁判官と書記官と法務局局員と弁護士などが、法廷で法律や手続などを悪用する法廷犯罪が常態化して、そして司法権を盾にして警察捜査などの行政権を拒んでいることを鑑みて制定と適用をされる。
2. 法廷犯罪処罰法は、法廷犯罪に対して、罪名と罰条を定めて刑事告訴と刑事告発をできるようにすることで、国家三権の三権分立を口実に、司法制度の独裁性と閉鎖性を作っている司法制度の瑕疵を直すために制定される。
3. 法廷犯罪処罰法は、刑事法に置かれて、行政権が管轄をする。
4. 法廷犯罪処罰法に関して、刑事にある「民事不介入の原則」は撤廃される。
5. 法廷犯罪の多くは黙認など司法制度の閉鎖性によって行われるので、その打破のために組織犯罪処罰法を内包する。
6. 現在の民事裁判にある「調書に関する異議申立」などの手続は廃止され、民事裁判のことであっても、刑事告訴と刑事告発の対象となり、刑事罰を受ける。
7. 裁判所法や民事訴訟法や民事訴訟規則など罰条がない事柄は、刑法第246条【詐欺】を準用して、10年以下の懲役に処する。
8. 法廷犯罪処罰法は、司法の独立性を損なわず、司法を健全にすることに働く。

告訴状（B）新法制定

以上